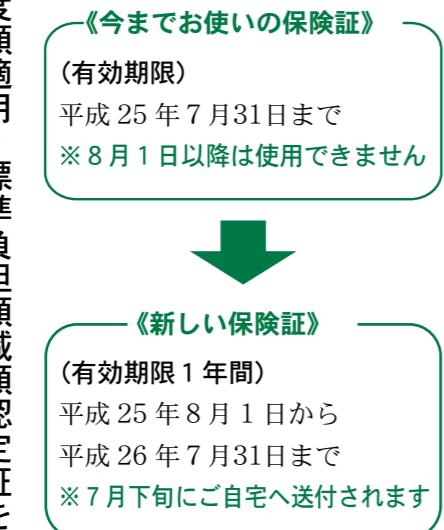


後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳の前期高齢者で障がない方を対象とした医療保険制度です。今回、後期高齢者医療制度の保険料についての内容と8月から使用する保険証の送付についてお知らせします。

平成24年中の所得に応じて確定した保険料をお知らせする通知書が、平成25年7月中旬、皆様に送付されます。

平成24年中の所得で、世帯全員が住民税非課税となる世帯の方は、入院時の食事代と1ヶ月の医療費自己負担限度額が減額になる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。

現在、交付を受けている方で、引き続き世帯員全員が住民税非課税となる世帯の方については、「標準負担額減額認定証」の交付を受けることができます。



今までお使いいただいた後期高齢者医療の「保険証」が新しくなり、7月下旬に、加入者の皆様全員に送付されます。申請の手続きは必要ありません。

8月1日以降は、新しい保険証をお使いください。また、保険証は、被保険者の所得に応じて、自己負担割合が1割の方と3割の方がおりますので、ご確認ください。また、後期高齢者医療保険料を滞納している方は納税相談の上、窓口交付となります。

保険証が新しくなります

8月1日から有効となる「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険証と一緒に送付いたします。

送付された方は、新しい証をご使用ください。

なお、平成24年中の所得で、世帯員全員が住民税非課税の世帯であっても、以前に交付を受けた方については、交付されません。交付を受けたい方は、市役所市民課、又は各総合窓口センターで、申請してください。

だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。

保険証の詐取に注意

◎お問い合わせ先	市民課国保年金係
合川総合窓口センター	82-2-1115 2-12
森吉総合窓口センター	82-2-1115 2-12
阿仁総合窓口センター	62-1-1115 2-12

○職員が直接訪問し、古い保険証を回収するようなことはありません。

○もし、不審な訪問を受けた場合は、絶対にその場で保険証は渡さず、お問い合わせ先へご連絡ください。

他県において、広域連合や市町村職員になりますし、保険証をだまし取るという事件が発生しています。手口は「保険証の更新時期なので、古い保険証を回収にきました。新しい保険証は後日郵送します」と説明し、だまし取るというものです。だまし取られた保険証は、身分証明書として悪用される場合がありますので、十分にご注意ください。

ジェネリック医薬品（後発医薬品）に関する差額通知について

ジェネリック医薬品に切り替えることにより、自己負担額を500円以上削減できると見込まれる方に「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」をお送りします。（7月、2月に送付予定）

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、最初に作られた薬（新薬：先発医薬品）の特許が切れてから同等の有効成分を使って作られた安価な薬です。

ジェネリック医薬品への切り替えにあたっては、主治医や薬剤師に十分にご相談ください。

柔道整復、はり・きゅう、マッサージの医療費通知について

保険証を使って柔道整復（整骨院等）、はり・きゅう、マッサージなどの施術を受けられた方に「医療費通知書」をお送りします。（6月、9月、12月、3月の4回送付予定）

施術の日数や医療費などが記載されたもので、その内容についてお尋ねする場合がありますので、領収書は大切に保管してください。

均等割額と所得割率	
均等割額	39,710円
所得割率	8.07%

後期高齢者医療保険料の内訳

保険料 = 均等割額 + 所得割額
(所得 × 所得割率)

- ▼均等割額とは
県内の加入者全員に等しく納めていただく金額
- ▼所得割額とは
加入者本人の所得に応じて納めていただく金額

○均等割額の軽減割合

世帯主及び被保険者の総所得金額が下記基準を超えない世帯	軽減割合	均等割額
基礎控除額（330,000円）	8.5割	5,956円
被保険者全員の年金収入が80万円以下で、その他各所得がない	9割	3,971円
基礎控除額（330,000円）+245,000円 × 被保険者の数 (世帯主である被保険者を除く)	5割	19,855円
基礎控除額（330,000円）+350,000円 × 被保険者の数	2割	31,768円
後期高齢者医療に加入する前日に、職場の健康保険等の被扶養者であった方	9割	3,971円

○所得割額の軽減割合

被保険者本人の総所得金額等	軽減割合
58万円以下 (年金収入のみの場合には、153万円～211万円以下)	5割

後期高齢者医療制度は、75歳以上の後期高齢者と65歳から74歳の前期高齢者で障がない方を対象とした医療保険制度です。今回、後期高齢者医療制度の保険料についての内容と8月から使用する保険証の送付についてお知らせします。

均等割額・所得割額の軽減

所得が一定以下の世帯の方に適用される保険料の軽減措置については、平成24年度と同じ割合で継続されます。



■特別徴収(年金からの天引き)

年金の受給額が18万円以上の方（後期高齢者医療保険料額と介護保険料との合計が、年金受給額の2分の1を超える場合を除く）
▼納め方
年6回の年金受給時に年金受給額から保険料が天引きされます。

■普通徴収(窓口納付・口座振替)

後期高齢者医療の保険料は、原則として年金から納めていただくなっていますが、お問い合わせ先の窓口に申請することで、口座振替に変更することができます。詳しくはお問い合わせ先にご相談ください。

①年金の受給額が18万円以下の方
②介護保険料が年金から天引きされていない方
③年金の受給額が18万円以上の方で、後期高齢者医療保険額と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1を超える方

保険料の納め方

保険料の納付は、原則として、年金からの天引き(特別徴収)ですが、条件により窓口納付や口座振替(普通徴収)により、納付していただくことになります。